

千葉県行政不服審査会部会設置及び議事運営に関する要領

(平成28年4月22日制定)
(最終改正 平成31年3月11日)

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 部会の設置（第2条—第4条）
- 第3章 諮問事案に関する議事及び運営（第5条—第9条）
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉県行政不服審査会条例（平成28年千葉県条例第5号）第8条の規定により、千葉県行政不服審査会（以下「審査会」という。）における部会の設置並びに行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第43条の規定により諮問のあった審査請求（以下「諮問事案」という。）に係る議事及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 部会の設置

(部会の設置)

第2条 審査会に2の部会を置くことができ、第1部会及び第2部会とする。

- 2 第1部会及び第2部会は、それぞれ部会長を置き、3人の委員をもって構成する。
(事案の割り振り)

第3条 諒問事案は、審査会又は第1部会若しくは第2部会において調査審議を行うものとし、第1部会又は第2部会において調査審議を行う場合の諮問事案の割り振りは会長が決定する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、第1部会又は第2部会において調査審議の途中の諮問事案について、当該部会の部会長と協議の上、審査会において調査審議を行わせることができる。この場合において、当該部会において行われた調査審議は、審査会において行われた調査審議とみなす。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、審査会において調査審議の途中の諮問事案について、第1部会又は第2部会において調査審議を行わせることができる。この場合において、審査会において行われた調査審議は、当該部会において行われた調査審議とみなす。
- 4 第1項及び前項の規定により第1部会又は第2部会において調査審議を行った諮問事案については、当該部会の議決をもって審査会の議決とみなす。

第3章 諒問事案に関する議事及び運営

(調査審議の手続の併合又は分離)

第4条 審査会及び部会は、必要があると認める場合には、数個の事件に係る調査審議の手続を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手続を分離することができる。

- 2 審査会及び部会は、前項の規定により、事件に係る調査審議の手続を併合し、又は分離したときは、審査関係人にその旨を通知しなければならない。

(調査審議の手続の非公開)

第5条 審査会及び部会の行う事案に係る調査審議の手続は、公開しない。

(会議録の作成)

第6条 審査会及び部会は、次の事項を記載した会議録を作成する。

- (1) 会議の日時
- (2) 出席者の氏名

- (3) 会議に付した諮問事案の諮問番号
- (4) 議事の概要
- (5) その他必要な事項
(口頭意見陳述)

第7条 口頭意見陳述において、会長、部会長又は法第81条第3項において準用する法第77条の規定により指名された委員（以下「指名委員」という。）は、法第81条第3項において準用する法第75条第1項本文の規定による口頭意見陳述の申立てをした者が審査請求に係る事件の範囲を超えて陳述するときその他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、その陳述を制限することができる。

2 口頭意見陳述において、会長、部会長又は指名委員は、前項に規定する場合のほか、口頭意見陳述における秩序を維持するため、当該口頭意見陳述の手続を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずる等適切な措置をとることができる。

（会長及び部会長の専決事項）

第8条 別表に掲げる事項は、審査会において調査審議を行う場合にあっては会長において、部会において調査審議を行う場合にあっては部会長において、専決により処理することができる。

（細則）

第9条 この章及び前章に定めるもののほか、審査会の議事及び運営に関し必要な事項は会長が審査会に諮って定め、部会の議事及び運営に関し必要な事項は部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成28年4月22日から実施する。

附 則

この要領は、平成28年10月28日から実施する。

附 則

この要領は、平成29年3月28日から実施する。

附 則

この要領は、平成29年10月27日から実施する。

附 則

この要領は、平成31年3月11日から実施する。

別表 会長及び部会長の専決事項

- 1 法第43条第1項の規定による審査庁からの諮問に対して作成した答申書に、誤記その他表現上の明白な誤りがある場合の当該答申書の更正
- 2 法第81条第3項において準用する法第74条の規定による主張書面又は資料の提出要求、陳述又は鑑定の要求その他必要な調査の実施
- 3 法第81条第3項において準用する法第75条第1項の規定による口頭意見陳述の機会の付与に係る決定及び同条第2項の規定による補佐人の帯同の許可又は不許可
- 4 法第81条第3項において準用する法第76条の規定による主張書面又は資料を提出すべき期間の指定
- 5 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による閲覧又は写しの交付の実施、同条第2項の規定による意見聴取、同条第3項の規定による日時及び場所の指定及び同条第5項の規定による手数料の減額又は免除
- 6 法第81条第3項において準用する法第79条の規定による答申の内容の公表
- 7 第4条第1項の規定による調査審議の手続の併合又は分離及び同条第2項の規定による審査関係人への通知